

		文教治安常任委員会	
平成21年11月26日受理		請 第 32 号	
件 名	熊本県迷惑行為等防止条例の改正を求める請願		
紹 介 議 員			
倉 重 剛 小 杉 直			
<p>(要 旨)</p> <p>現在並びに将来にわたって「安全で明るく住みよいまちづくり」を達成するために、早急に現行条例に規定のない項目、①客引き行為の禁止に対する内容の拡大、②誘引行為の禁止条項の付加、③売春類似行為の禁止条項の付加、④役務従事勧誘（スカウト行為）の禁止条項の付加、⑤客待ち行為の禁止条項の拡大と罰則の付加、⑥禁止行為をさせる行為に対する禁止条項の付加、⑦罰則規定の充実と拡大の7項目を付加し、条例を一層有効で効果あるものにしていただかなければならないと確信し、九州の雄都にふさわしい安全なまちづくりのために、現行条例を一層有効なものに改正していただくよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>1 現状</p> <p>熊本市は城下町として発展し、戦前は軍都・行政都市として栄え、現在でも福岡市に次ぐ九州の拠点としての役割をもち続けている。また、1996年には中核市となり、2010年には城南町、植木町との合併が予定され、政令指定都市への移行が濃厚となっている。また、2011年には九州新幹線の熊本駅開業が予定され、今後とも九州の中心として更なる発展が期待される場所である。</p> <p>このような中、熊本中心街は、新市街商店街、下通商店街、上通り商店街など全国に類を見ない商店街を擁し、熊本の顔、あるいは熊本の核として九州でも屈指のにぎわいを呈している。</p> <p>2 悪化する風俗環境と条例改正の必要性</p> <p>熊本市中心街は、風俗街と商店街が混在するところに特徴があり、これまでも、風俗営業をめぐって、客引き、ぼったくりなどのトラブルが発生していた。特に客引きについては、中心街の環境を阻害するばかりか、他県からの観光客に対しても熊本市のイメージを大きく悪化させているところである。</p> <p>これに対して、熊本県迷惑行為等防止条例（以下「条例」）の幾度かの改正が行われ取り締まりや抑止に十分な効果が発揮されてきたと拝察するが、現在においては防犯ボランティアの精力的な活動や昼夜分かたぬ警察の指導もむなしく、現行条例の間隙を縫ったいかがわしい客引き行為等が横行している。特に条例に規定のない客引きに至らない誘引行為、売春類似行為を目的とした客引き、いかがわしい職務につくように勧誘するスカウト行為、またこれらをさせる行為なども発生し、安全で安心なまちづくりに大きな妨げとなりつつある。そのため早急に対策をとり、風俗環境を浄化し、安全で安心な熊本市中心街を構築する必要があると確信した。現行条例にない7項目の付加を早期に実現していただきたく請願する。</p>			

